

設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）

土木機械設備の特性、製作・据付における企業の役割の実態等を踏まえ、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）を積極的に導入する方針とした。さらに、設計施工一括発注方式においては、企業が保有する技術力発揮の場を広げることが期待できるよう、技術競争の場を、より上流（詳細設計又は概略設計の段階）に求めることを検討する必要がある。

また、具体的実施手順においては、過去に行っていた「設計付見積方式」が内包していた課題を勘案しつつ、パフォーマンスと価格の適切なバランスと上限設定などの要求事項の明示方法、求める設計提案の内容と範囲などの議論すべき点が多いこと、総合評価手続きと並行的に進められることなどから、さらなる検討が必要である。

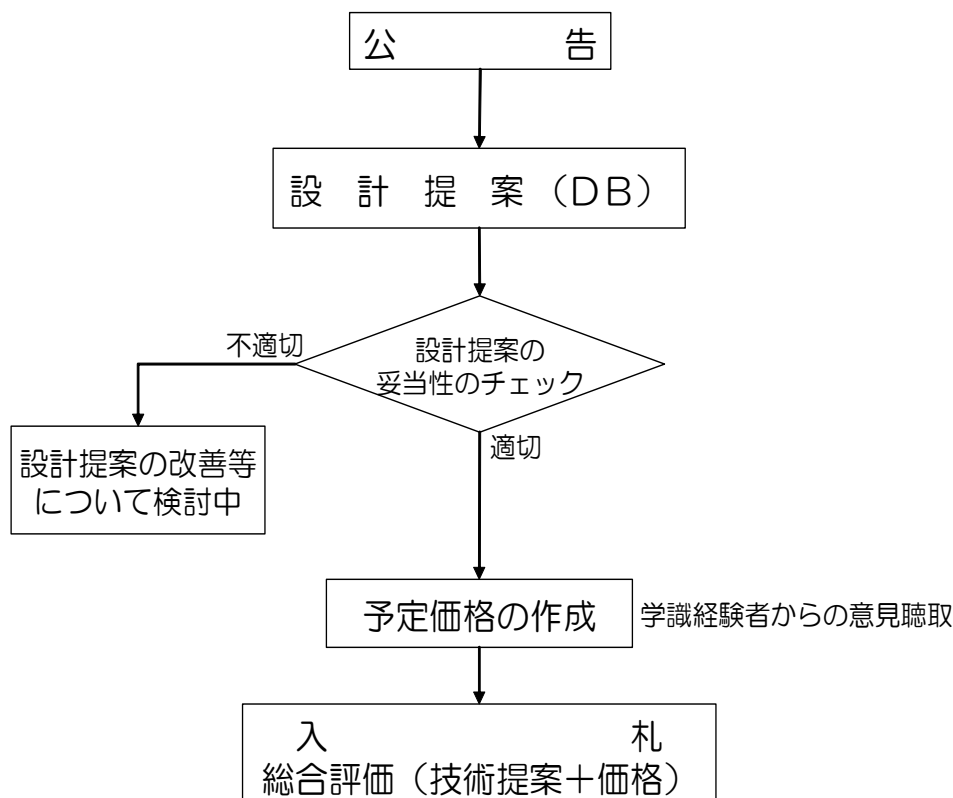
なお、この参考資料は、今後の検討における透明性、公平性を確保する目的で、今後検討すべき事項や検討の方向についての論点となった事項を整理したものであって、委員会の提言としてまとめたものではない。

（１）実施の手順

設計・施工一括発注方式の手順を整理するうえで以下の検討が必要となる。

① 「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」における審議結果との手順の整合

- 設計施工一括発注方式では、総合評価方式(高度技術提案型)と同時並行的に実施されることから、総合評価の手続きとの整合を図る必要がある。



設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）の流れ（案）

② 手続きの多様性の確保

- 土木機械設備（ゲート設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備）の現場条件、目的、技術課題等に応じて、詳細設計段階以降に限ることなく、概略設計段階も含めたどの段階での対応が適切なのか検討が必要。
- 円滑な実行のため、概略設計段階と詳細設計段階それぞれの設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）に関する具体的な手順の作成が必要。

③ 設計提案の条件設定

- 土木機械設備の目的、種類、技術基準等の整備状況、現場条件、土木機械設備に要求される性能等に合わせて、設計提案の自由度等を設定可能とする必要がある。
- 設計検討に必要な現場条件、設備の規模、機能等の詳細情報を適切に設定できる必要がある

（２）提出資料

設計提案の提出資料は、できるだけ提案企業に過度な負担を掛けないように留意しつつ、設計提案が適切に評価できるものとしなければならない。このため、以下のような点を明らかにする必要がある。

① 具体的な提出資料の明示

必要な提出資料としては、下記に例示するものが考えられるが、設計提案の自由度等を勘案し、提出を求める範囲や作成要領を示して提案を求める必要がある。また、事業全体の観点から検討の範囲が限定されないと、総合的に優れていることのみを求めると、設計提案企業に過度の負担を強いる恐れがあることから考えられるので審査や評価の基準を明確に示すことが望ましい。また、設計・施工一括発注方式に伴う設計提案の審査と、総合評価方式に伴う技術提案の評価の役割分担、視点の違いを明確にして設計提案を求める必要がある。

提出資料の例

設備計画検討書:	要求される性能を満たす土木機械設備全体、主要構造部位についての構造形式を決定した根拠（実験、実績を含む。）、経緯等をまとめたもの
構造計算書:	要求する流量の確保、使用条件で発生する負荷に抗する等の基本的な性能を確保する強度等の定量的な検討根拠
設計図書:	全体、主要部、主要部品等の具体の構造、形状、材質、加工等に関する図面で機能・品質等の基本性能及び価格の評価が可能な範囲
施工計画書:	設計図書で示された土木機械設備の実現性を示す等の目的で、製作・据付における施工要領・品質確保手順等をまとめたもの

② 提案企業の設計提案、技術提案に要する期間の設定

設計提案に要する期間は、提案企業からの有効な提案を得るため、土木機械設備の規模、設計提案の難易度を勘案し、適正に設定する必要がある。

③ 設計提案に係る費用の負担に関する考え方を整理すべきとの指摘がある。

(3) 設計提案の審査

提出された設計提案の審査について、専門的見地からの評価等が求められることから、学識経験者の意見を聴取すること等の可能性が考えられる。また、設計提案が提案企業の秘密に属する可能性があることを考慮しつつ、透明性の確保を図る必要がある。

設計提案が不適切であった場合の扱いを整理する必要がある。再提案を可能とするか不可能とするか、再提案不可能な場合や再提案が不適切な場合に、不適切な設計提案を行った企業の入札参加の可否などが課題として挙げられる。

また審査の結果、最も優れた設計提案のみを採用する場合と、一定の水準を超えた設計提案を行った複数の企業によって総合評価方式による競争を行う場合などが想定されることから、適切な方法を検討する必要がある。

(4) 予定価格の算定

予定価格の作成に当たって、設定されたパフォーマンスや価格の範囲で最も優秀な提案内容の評価を受けた設計提案を採用する場合、最も安価となる設計提案を採用する場合などが想定され、検討が必要である。また、設計提案の審査と同様に、学識経験者の意見を聴取する必要性についても、総合評価における検討結果を踏まえて検討する必要がある。

(5) 工事实施

デザインビルドに伴って工事实施の手続き等が変わると推察されるので、必要な検討を行うべきである。

例えば、デザインビルドにおいては、詳細設計を含めて受注企業が行うことから、設計にかかる費用負担についての検討が必要となる。また、設計・施工分離方式と異なり、判断のよりどころとなる設計業務成果において規定される内容が概括的になることから、詳細設計完了時の確認、実施設計完了時の承諾等、工事实施段階における手続きについても、学識経験者等の第三者の活用を含め、検討を要する。